

マイナンバー制度についてのお知らせ

平成28年1月からマイナンバー制度が始まります。それに伴い、介護保険の申請にかかる申請書などにマイナンバーの記載が必要になります。

●本人確認が必要になります●

マイナンバーが必要な手続では、マイナンバーを使った成りすまし等の不正行為を防止するために、本人確認の実施が義務づけられています。

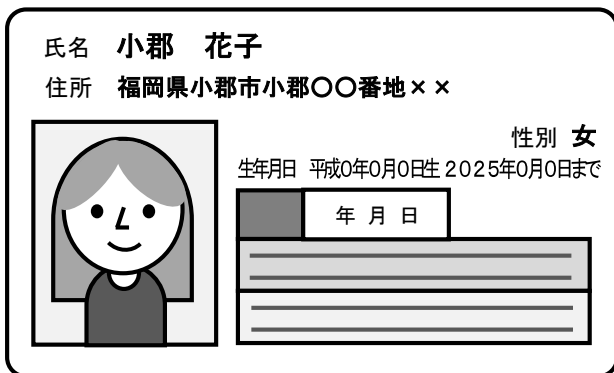
そのため、介護保険の手続の際には

- ① 手続をする人（被保険者本人）のマイナンバーを確認できる書類（番号確認書類）
 - ② マイナンバー所有者本人又は代理人の身元を確認できる書類（身元確認書類）
- が必要になります。

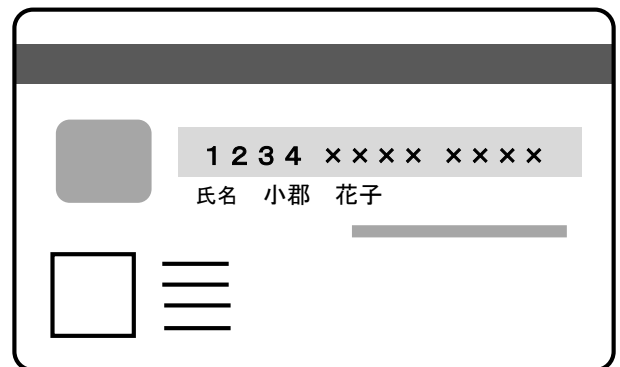
1. 個人番号カードを持っている場合

個人番号カード1枚でマイナンバー確認と身元確認を行います。

※郵送での申請の場合は両面の写しが必要になります。



↑個人番号カード(表)の見本

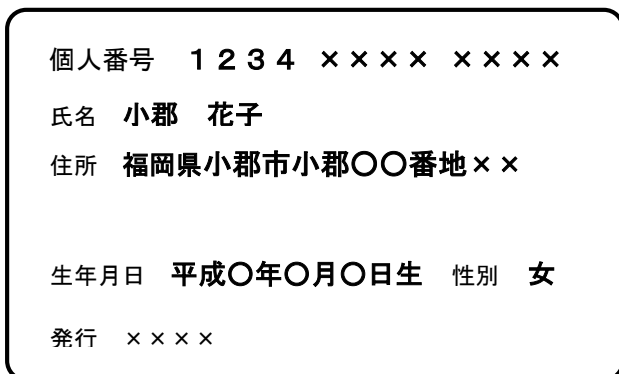


↑個人番号カード(裏)の見本

2. 個人番号カードを持っていない場合

通知カードでマイナンバー確認を、運転免許証などの公的機関が発行した写真つき身分証明書で身元確認を行います。

※身元確認について、顔写真がない書類（介護保険被保険者証、健康保険被保険者証や年金手帳等）の場合は2点必要です。



↑通知カードの見本

1点で身元確認できるもの

- ・運転免許証
- ・身体障がい者手帳 など

2点で身元確認できるもの

- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証 など

裏面もご覧ください

●代理人による申請の場合●

本人以外による申請の場合、以下の3つを確認する必要があります。

① 代理権を確認できる書類

- ・ 法定代理人の場合は戸籍謄本など
- ・ 任意代理人の場合は委任状

※委任状が困難な場合は、本人の介護保険被保険者証などで確認します。

② 被保険者本人のマイナンバーを確認できる書類

- ・ 被保険者本人の個人番号カード（写しでも可）
- ・ 通知カード（写しでも可）

③ 代理人の身元を確認できる書類

- ・ 代理人の個人番号カード
- ・ 運転免許証
- ・ 居宅介護支援専門員証 など

※身元確認について、顔写真がない書類（介護保険被保険者証、健康保険被保険者証や年金手帳等）の場合は2点必要です。

※利用者本人の心身の機能や判断能力の著しい低下などにより、代理権の授与が困難である場合は、マイナンバーを記載せずに申請を行ってください。

●郵送による申請の場合●

① 手続をする人（被保険者本人）のマイナンバーを確認できる書類の写し

② マイナンバー所有者本人又は代理人の身元を確認できる書類の写し

③ 代理人による申請の場合は、代理権の確認ができる書類

以上の書類を同封のうえ、小郡市介護保険課までご郵送ください。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ先

小郡市 介護保険課 介護保険係

〒838-0198

小郡市小郡255番地1

電話：72-2111（内線452、453）